

産業文化研究28
翻訳（2019年3月）
69～92頁の抜刷

コンラート・ドゥーデン
『正書法辞典』 初版、1880年

－序文と凡例－

Vorwort und Vorbemerkungen in „Vollständiges Orthographisches
Wörterbuch der deutschen Sprache“ von Konrad Duden

小 澤 昭 夫

コンラート・ドゥーデン 『正書法辞典』初版、1880年 －序文と凡例－

小 澤 昭 夫

目 次¹⁾

序 文 凡 例

I 編集方針

- 1 ドイツ語の収録
- 2 外来語の収録
- 3 正しい書き方の確定
- 4 決定が難しい場合の扱い－大文字書きと小文字書き
- 5 外来語のつづり
- 6 外来語における k と z について
- 7 公式に定められた書き方からの若干の逸脱もしくはそれへの補足
- 8 フランス語におけるアクセント符合とラテン文字

II 正書法の補足的規則

- 1 S-音について
- 2 ラテン文字における S-音
- 3 三つの同一子音の連続
- 4 分綴について
- 5 ハイフンについて（プロイセンの規則書に従って）
- 6 アポストロフィについて（プロイセンの規則書に従って）
- 7 分音符について－Ae, Oe, Ueに代わる Ä, Ö, Ü

III 文法に関すること

- 1 語幹が S-音または sch に終わる語の省略形
- 2 強変化・不規則動詞の変化
- 3 名詞の変化－女性名詞と指小形の作り方
- 4 固有名詞の変化
 - 1) 2 格 2) 3 格と 4 格 3) 複数
- 5 外来語の 2 格と複数
- 6 名詞化された形容詞と過去分詞の語形変化
- 7 形容詞の比較変化形
- 8 名詞の小文字書き
- 9 接尾辞における e の脱落

IV この辞典の使用心得／略語表

訳注・参考文献・訳者あとがき

序 文

プロイセン王国宗務・公教育・医務省²⁾の委託で編集された小冊子『ドイツ語正書法のための規則と語彙索引』(Regeln und Wörterverzeichnis für die deutsche Rechtschreibung)³⁾がプロイセンのすべての学校に採用されたことによって、正書法の問題は疑いもなく新しい段階に入っただけでなく、今のところはすくなくとも決着がついている。当初は確かに学校、しかもプロイセンの学校だけが、前記小冊子の中に示された規範に従うことを義務づけられているに過ぎない。しかし、数年以内には、およそ600万人のプロイセンの児童生徒の教科書すべてが、この正書法－簡略に「プロイセンの正書法」と呼ぶことにする－で製作されているに違いないのである。そう考えると、この正書法が、教科書を製作する印刷所によって他の印刷物にも広がるので、今学校にいる世代が、正書法の習慣をしっかりと身に付けて実社会に出ていくよりもずっと早くに、一般に使用されるようになるのは確かであろう。

近いうちに、広範囲の人々が、プロイセンの正書法に習熟することを望むようになるという可能性を度外視しても、既に今教師としてであれ、校正者あるいは植字工としてであれ、その正書法に従うことを義務づけられている人々の集団が極めて大きいことは認めねばならない。しかし、この集団の中の大多数が、今までに経験している筈である。書いたり校正したりする際に生ずる難しさについて、あの規則書で素早く確実に期待する教えを見つけ出すことは必ずしも容易ではなく、しばしば不可能だということを。

それは全く当然でもある。というのも、この公式の本は、生徒たちのための本だからである。それゆえ、この本は、使用に際しては、言語に精通し解説できる教師の存在を前提とし、また、語彙索引に収録された語は、学校という範囲内で用いられるようなものに限られている。この小冊子から、他の語の正しい綴り方について学ぼうとする人は、該当する規則を探し、自ら類推しなければならない。それはしかし大変時間のかかることである。その上、これらの規則は決して分かり易くはない－個々の規則が様々に誤って解釈されていることが、公開討論の場で明らかになったように－ので、正しく書こうとする誰もが、こうすればいつでも正解を見いだせると確信できないであろう。それゆえ、教師のためにさえ注釈書－簡潔に書かれた諸規則の意味について教え、諸規則の奥深くにある根拠を明瞭に分かるように説明してくれる－が望ましいのである。そうであれば、筆記、校正あるいは植字の仕事の最中に－一般的な規則を個々の場合に適用するという時間の掛かる面倒な道を歩むことなく－その綴りに目下自信がない語について、素早く確実に情報を得たい人たち皆のためには、すべての語を含んだ参考書がどうしても必要なのである。ヴィルマンズ Wilmanns 教授⁴⁾－周知のように公式規則書の作成に多大な貢献をした－が、間もなく発刊される「注釈書」によって、教師たちのあの正当な願いに応えるのに対して、この「正書法辞典」は、より広い範囲の人たちの上述の要求を満たすべきものである。

どちらの本にも公的な権威があるわけではない。しかし、一方のヴィルマンズ教授は疑いもなくあの規則書の最適任の解釈者である。他方また、この辞典の著者は、その著作によって、またいわゆる正書法会議のメンバーとして、正書法の問題を論じることに積極的に関わってきたわけだが、この度はヴィルマンズ教授の御厚意により、同氏の「注釈書」を刊行前に利用できたのみ

ならず、また幾つかの難しい点に関しても同氏と了解し合えたという事情がある。このことが、読者にとっては、この「正書法辞典」を公式の規範に対応する書き方を探し出すための信頼できる手段として受け入れる確かな保証となるかもしれない。

これ以上のことはすべて凡例に残しておこう。その中に、この辞典の構成と使い方について、必要なことが書かれている。

ここで敢えて希望を述べるなら、この本が、プロイセン公式の正書法の速やかな普及のために、いくらかでも貢献して欲しいものである。この正書法は、なるほど筆者の理想像ではないけれども、目下のところ考え得るあらゆる正書法の中で最良のものである。「全ドイツが同意するさほど良くない正書法でも、ドイツの一部に限られるもっと優れた正書法よりは良い」というラウマー Raumer⁵⁾ の有名なことばに同意するならば、プロイセン政府によってプロイセンの学校のために定められたこの正書法は－それ自体が、今まで通用していたものより良く、少なくとも、これまで公式に推奨されたものと同じように良い、－ということはさておいて－すべての人の支持を受けるに値するのである。遠からずドイツ全土において単独支配に達する見込みが一番あるからである。この正書法は、今やもうプロイセンのみならず、比較的小さな幾つかの国でも、すべての学校のための規範となっている。

バイエルンの正書法との競合は、現状では問題にならない。大臣フォン・ルッツ博士 Dr. von Lutz⁶⁾ が、ライプチヒのドイツ書籍出版業者取引所組合の役員会あて書簡の中で強調しているように、バイエルンの正書法とプロイセンの正書法が異なるのは「数少ない些細な点」であるに過ぎない。この理由から－また同書簡でもはっきり述べられているように－プロイセンの正書法で印刷された教科書をバイエルンに導入することに、異議は唱えられないであろう。丁度逆の立場から、大臣フォン・プトカマー氏 von Puttkamer⁷⁾ が、同じく前出の役員会あての書簡において、断言しているのである。プロイセンの学校で使う教科書として認められるためには、バイエルンの規則書に従おうとプロイセンの規則書に従おうと違いはないと。

このことから、二つの規則書には「今なお」互いに異なっている「数少ない些細な点」はあるものの、「今やもう」バイエルンでプロイセンの書き方が、プロイセンでバイエルンの書き方が許容可能とみなされている、と推測してよいであろう。であれば、あの取るに足りない相違点についても遠からず合意が生まれるであろう、という希望は正当であるのみならず、すでにもう、ドイツの大部分のための統一的な正書法について、語ることが出来るのである。その正書法がドイツ全土で、その次にはドイツ語が話される範囲内で勝利を収めるのを見たいという願いのためなら、筆者は、自らの正書法に関する特別な願いを喜んで犠牲にする。プロイセン政府とバイエルン政府によるこの問題の公式の取り決めに必ずしも満足していない他の人たちも皆、そうしてくれましょう。

最後に付け加えるが、我々の考えでは、あらゆる場合、あらゆる時代のために最終的な決定を行うことが、プロイセンとバイエルン政府の意図では決してなかった。両政府はただ誤った方向に対して門を閉ざすために、学校にとって何が理に適っているかを、さしあたり決定しようとし

たのである。今後もなお、公式の正書法に種々の変更－学問的な論究を経て、その正しさと実用性が明らかにされているなら－が加えられることを、我々は決して不可能とは思わない。

ヘルスフェルト、1880年6月

コンラート・ドゥーデン

凡 例

I 編集方針

この「正書法辞典」は、まず第一に、今日の文章語に現れるすべての語と、外国語からドイツ語に取り入れられて比較的通用しているすべての語のための正書法の辞典として、これらの語に相応しい『プロイセンの学校で使用するためのドイツ語正書法の規則と語彙索引』（プロイセン王国宗務・公教育・医務省の委託で編集された）によって定められた新しい公式規則に従って－書き方を確認するためのものである。プロイセンの規則書とバイエルンの規則書とでは書き方が異なる少数の語において、前者に従っているのはもっともだと思われるであろう。

ところで、二つの規則書の間の違いは取るに足りないものであり、この点をはっきり指摘しておくことは無駄ではあるまい。プロイセンがLitteratur, Moritz, Möwe, Wiederhallと書き、バイエルンがLiteratur, Moriz, Möve, Widerhallと書くからといって、また同じ子音字が三つ連続する合成語の場合に、プロイセンがただ数語で、バイエルンが常に子音字一つを省略するからといって、そのことに何ほどの意味があるだろうか。

そのような違いが、両国政府自体にとっていかに取るに足りないと思われるかは、次の事実からも良くわかる。すなわち、von Puttkamer大臣と von Lutz大臣が互いに表明したのである。バイエルンの規則書に従って印刷された教科書をプロイセンの学校に、プロイセンの規則書に従って印刷された教科書をバイエルンの学校に導入するのを妨げるものは何もないと（『ドイツ出版業新聞』 „Börsenblatt für den deutschen Buchhandel“ 1880年、63号と121号）⁸⁾。

第二に、この辞典は、例えば既に名を挙げた公式本－その目的に沿って、正書法に関する教えに限定されている－とは対照的に、未熟な人の場合だけに限らずしばしば生ずるある種の文法上の誤りを防ぐべきものである。

この辞典は、まず、新しい正書法に従って書き、植字し、校正したい（しなければならない）人から、公式の語彙索引に収録されていない多くの語に関して、当該の規則を調べる手間と、その規則から当面の問題に適する結論を引き出す面倒を省くのである。さらにまた、確かな変化形を示すことにより、使用されるべき語形の文法的な正しさについて他の手段に教えを求める必要を無くするものである。

正しい書き方の呈示に関しては、もちろん、まず最初に約3,300語－公式の語彙索引が示している－を、語彙索引に示された形のまま収録せねばならなかった。それから、その語彙索引に載っていない何千もの語のうちのどれを収録すべきか決定し、最後に、それらの語を、今や公式に決定された原則に従ってどう書くべきか確定せねばならなかった。

1 ドイツ語の収録

収録すべきドイツ語に関しては、ある種の完璧さを達成しようと努めた。すなわち筆者は、今日の文章語において通用しているどんなに簡単な語も心して無視しなかった。

合成語は、限られた数だけ、何らかの理由で有益と思われたものが収録されている。合成語でも、その存在が一般に知られていて、その書き方が個々の構成部分から疑いもなく判明するようなものは、除外せざるを得なかった。

比較的まれなドイツ語はかなり多く収録されている。けれども、現代のある作家の作品の中に現れることによって、その資格を提示できない語は、一つも採用しなかった。そのような語の場合には、それらが方言なのかあるいは技術分野に属するだけなのか、それらが高地ドイツ語の文学作品に採り入れられたのは、当該作家の地域への帰属性なのかあるいは個人的な関係に過ぎないのか、が問われた。著作に現れるならば、それらが一般にも現れうるし、事情によっては、書く人（特に植字工や校正者）ならそれらの正しい書き方について教わる立場になりうるという十分な証拠とみなされた。

そのような語の意味について教えることは、本書の目的－余裕のないスペースにおよそ27,000語のために正しい綴りを示さねばならい－を超えていたであろう。本書は、ある語の綴りを知りたい人なら、その語の意味を知っているという前提から出発せざるを得なかった。従って、説明の言葉が付け加えられるのは、同音あるいは似た音の語の区別が必要なときだけであり、他の少数の語の場合は、誤解を前もって防ごうとしてのことである。

2 外国語の収録

外国語の収録に関しては、上と同様の原則が基準であった。ただここでは、完璧をもとめるのは到底不可能であった。それにもかかわらず、ここにもまた相当多くの語が収められている。たとえ比較的狭い範囲であっても、通用していることが証明される限りにおいてはであるが。ここでもまた筆者は、上に挙げた理由から、よそ者（Fremdlinge）に説明のことは付け加えたいという誘惑に耐えねばならなかった。それは同様に本書の目的－すなわち使用される語の正しい綴りを教える－にそぐわないであろうし、もし筆者が、わがドイツ語の外観を損なうような侵入者（Eindringlinge）に烙印を押し、これに対応するもっと良いドイツ語の表現を示して、その語を使わないように警告しようとしたならば、それは狭量というものであったろう。

3 正しい書き方の確定

この辞書への語彙の収録についてはここまでとする。これらの語彙に相応しい書き方を確定するに関しては、肝腎なのはただ単に次のことである。すなわち、公式の本に含まれている諸規則を正しく用いること、公式語彙索引の典型例に対して適切な類似性を見つけることである。

著者の主観的な好みは排除され、著者は、公式語彙索引に収録されていないすべての語の書き方を定めることだけに注意を向けねばならなかったが、あたかも最上級審が、それらの語の採択の権限を持ち、それらを公式語彙索引に収録したならば、採るようなやり方であった。したがって著者は克己心を要した。しかし、個々の事柄に関しては見解が異なるにも拘わらず、公式の規定が大体において正書法の問題の現状に合致していると認めることができ、安心したのである。そこで著者は、公式規則を正しく理解したか、重要な場面において求めた結論をそれらの規則から導き出したか、確かめるに止めた。

4 決定が難しい場合の扱い—大文字書きと小文字書き

大抵の語では、規則書に基づいて、またヴィルマンズの注釈書の助けで、確かな決定を下せた。しかし、数こそ少ないものの、完全には克服できない困難が生ずる場合があった。とりわけ二つの領域である。この領域では、すべての決定—注釈書の決定もわれわれの決定も—が、必ずしも唯一の妥当性を主張できるわけではない。

二つの内のまず第一は、名詞としての性質を失った名詞の領域である。これらの名詞は、なお大文字で書かれるべきであろうか、それとも小文字で書かれるべきであろうか。もし小文字で書くならば、一緒になって一つ概念を成している他の語とまとめて書くべきであろうか。例えば、「私のために」は „mir zu Liebe, mir zu liebe“ あるいは „mir zulieb[e]“ と、「～できる」は „im Stande sein, im stande sein, imstande sein“ あるいは „imstandesein“ と、「修復する」は „in Stand setzen, in stand setzen, instand setzen“ あるいは „instandsetzen“ と書くべきであろうか。

このような疑問は、正書法の公式規則が走り始めた後でも、未解決のまま残るだろう。名詞的機能から副詞的機能へあるいは他の品詞への移行は、緩やかに起こるだけになおさらである。

本辞典が、そのようなすべての場合のために、特定の一つの綴りを—ときには二つの選択肢を並べて—勧めるなら、それは示された綴りが、許容範囲に入っていて、公式の規則に合っていることを示している。それゆえ安心して使用できるのである。しかし、だからといって、他の書き方がどれも好ましくないということではない。とはいえ、一方の書き方を選択し、他方を選択しなかったとすれば、そこには幾分かのニュアンスの違いが表されていることも忘れるわけにはいかないのである。

5 外来語の綴り

綴りを異論なきように決定することが現状では難しい第二の領域は、遺憾ながら広すぎる外来語の領域である。ある外来語が広く一般に使用されるようになっているか、その結果ドイツ語風の書き方がされるべきかについての判断は、しばしばぐらついている。

それゆえ、この領域でプロイセン当局の側から下された決定もまた、大方の賛同が得られるとは限らない。それどころか、次のように尋ねる人は多いであろう。例えば **Konzil** 「公会議」や **Konzert** 「音楽会」と書くのに、なぜ **Civil** 「一般人民」や **Concept** 「草案、構想」となり、**offiziell** 「公の」と書きながら、なぜ **speziell** 「特別の」を優先するのかと。また、プロイセンでは „**Centrum**“ 「中心」を一番に勧めているのに、なぜバイエルンでは „**Centrum**“ を „**Zentrum**“ によって排除しようとするのかと。更にまた、„**Zentrum**“ の綴りは少なくとも許容するプロイセンが、なぜ „**zentral**“ 「中心の」の綴りを全く認めないのか、バイエルンの規則書のタイトルには „**Zentral** = Schulbücher = Verlag“ 「中央教科書出版社」と書いてあるのにと。

6 外来語における k と z について

外来語の **c** を **k** と **z** で代替するというこの広範な問題においては、公式のプロイセンの書き方を伝えるという本書の目的に従って、まず第一に、公式の規則書と語彙索引に示された書き方を示すだけにした。しかも、二つの書き方が許されていた場合には常にドイツ語表示—真っ先に勧められている—である。次に、他のすべての場合は、可能な限りプロイセンの本の意向に沿って決定を下すことにした。手元にある資料に拠って確かな決定を下せなかったとき、

初めて筆者は自身の見解を示した。

「公式の (offiziell)」の書き方は、公式に「出版された (publiziert)」規則書によって、文字 **c** を **k** と **z** で代替することに「譲歩 (Konzessionen)」(プロイセンの規則に従うとこのように書かれる) した訳だが、その結果、この重大な譲歩に従って、**c** が K-音の表示としてのみならず、Z-音の表示としてもお払い箱にされているか、あるいはせいぜい科学用語に属する比較的まれな語に限られるに至っている。

それゆえ我々は、独自に決定せねばならなかった場合には、あまり使われないか科学だけに用いられる語においてのみ、**c** を **z** の代わりに唯一正当とした。例えば、„vocieren“ 「招聘する」は、公式の語彙索引が -ieren の前に Z-音を持つすべての語は -zieren と書くと 19 頁でまず第一に勧めているにも拘わらず -ただひとつ挙げているものだが、我々は、この „vocieren“ からの類推で、„vacieren“ 「空席である」も挙げるべきだと思った。もちろん、19 頁に記された規則にも拘わらず、当局の意向に沿ってである。

これに対して、日常使われるすべての語の場合、その書き方については語彙索引と規則から何一つ読み取れなかったので、両方の書き方を認めた。プロイセン政府とバイエルン政府に端を発する -zieren における **z** の推奨、及び **z** の使用認可 - Zeder 「ヒマラヤすぎ属」、Zensur 「評価、検閲」、Zentrum 「中心」、sozial 「社会の」、speziell 「特別の」やその他何百もの場合 - は、疑いもなく、厳密な科学に属さないすべての語において **z** の単独支配をもたらすであろう。そしてそれは何と言っても、現在の不安定の状態よりは良いといえよう。この不安定さを、公式の語彙索引が、そこに提示された例でもって、あまりにも忠実に反映しているのである (例を挙げるのは容易だが、一つだけ引き合いに出そう。25 頁に従うと、書いてよいのは **C**ession だけである、しかし、33 頁に従うなら、**K**onzession 「譲歩」が **C**oncession よりも良いのである)。詳しく検討してみると、„social“ と „speziell“ が „sozial“ と „speziell“ よりも良く、反対に „offiziös“ 「半公式の」と „offiziell“ 「公式の」が „officiös“ と „officiell“ よりも良いという訳だが、そのような検討を植字工にも生徒たちにも期待はできない。それゆえ印刷所も学校も、規則書が許す限りにおいて、一貫して **z** の使用を奨励するであろう。

本当の難しさは、小さからぬグループの語の書き方にあった。これらの語の正書法を決定する場合には、幾つかの原則と実際的な規則とが競合していて、それらを同時に尊重することは不可能であった。

同じ語幹の語なら一貫した綴りで書かれるべきであるというのが、我々の正書法の一般に有効な原則である。それゆえ **Kenntnis** 「知ること」は、この語を音声面で正しく再現するという要求になら **Kentnis** とつづれば十分であろうが、**Kenntnis** と書くのである。この原則は、外来語の場合も、やむを得ず破られることになった。

規則書 18 頁注 1 の規則は、前綴り Ko-, Kol-, Kom- と文字 **kt** の接続の場合、どこにおいても **k** の文字を推奨している。しかし、同所の注 2 はこう言っている。「非ドイツ語の音声記号を保持していたような外来語の場合は、**k** ではなく **c** と書かれるべきである」と。

注 1 に従えば、**kommandieren** 「指揮する」、**kontrollieren** 「監視 (検査) する」、Redaktion 「編集」と書かねばならず、注 2 に従えば、**Commandeur** 「指揮官」、**Controleur** 「検査官」、**Redacteur** 「編集者」と書かねばならない。その際、上に挙げた原則は破綻するだけでなく、同じ語幹の語をそのように分けて考えることが極めて非実用的であるのは明らかである。

公式の語彙索引に従って、**Kontrolle** 「監視 (検査)」と **kontrollieren** を唯一正しい書き方と

して学んだ人は、**Kontrolleur**「検査官」に**K**と**ll**を用いても当然と信じるであろう。しかもその語彙索引が、この語を全く－**Kontrolleur**も**Controleur**も－載せていないだけに尚更である。

9) それゆえ筆者は、前述の諸規則から、同じ語幹の語を別々に考えねばならないような結論を引き出すべきではないと信じ、例えば、**Komandeur**, **Kontrolleur**, **Redakteur**の書き方を認められるものとした。公式の語彙索引自体が、実行し難い当該規則を厳密には守っていないだけに、なおのこと筆者には自分が正しいと思われた。

上の規則によれば、例えば**Kantonement**「駐屯」, **Karton**「厚紙」, **Cognak**「コニャック」は、**Cantonement**, **Carton**, **Cognac**と書かれねばならないであろう。„Komité“「委員会」もまた、非ドイツ語の音声表示の場合－**é**は何しろ非ドイツ語の音声表示である－**c**は**k**によって置き換えられてはならないという規則に反している。ちなみに、われわれが、あの規則に反する書き方を許容できるとしたような場合はすべて、短い注の中でその事情を説明した。

7 公式に定められた書き方からの若干の逸脱、もしくはそれへの補足

同じことが生じているのは、我々の見解によれば、語彙索引がしかるべき規則を守らなかった場合で、8頁の規則 § 12, II 1 c [注 1 付き] は、**Defpot**¹⁰⁾ を要求しているように思われるが、語彙索引は**Despot**「専制君主」なのである。さらには、斯界の権威たち、とりわけ正書法会議の大家たちも反対する綴りを、語彙索引が示している場合があり、それは**Unbedeutendheit**「重要でないこと」である。権威ある人たちとその記述とは、次の通りである。

- ・グリム辞典 „Bedeutendheit“「重要性」
- ・Andresenのドイツ語正書法(86頁) „Bedeutendheit“und „Unbedeutendheit“
- ・Wilmannsのドイツ文法のための語彙索引 同上
- ・Englmannのドイツ語正書法(正書法の問題が公式に規則化されるまでバイエルンで普及していた) „Unbedeutendheit“

バイエルンとプロイセンの規則書による公式の認定にも拘わらず、我々は、この書き方を唯一正しいものとして取り上げて、それによって(思うに)さほど良くない書き方が広まることに加担したくはなかった。この場合も、注を付して我々の見解の根拠を示した。¹¹⁾

さらに、ある語の場合、我々がもっと良いとみなす別の書き方を、公式の書き方と少なくとも同列に扱った。公式の語彙索引は、**Hazard**「賭け事」と**hazardieren**「賭け事をする」を、しかもこの綴りだけを示している。なぜ、ドイツ語・フランス語の発音にもフランス語の書き方にも相応しく、**z**ではなく**s**の文字を記さなかったのか、少なくともフランス語の„**hasard**“に相応しい綴り „**Hasard**“－我々の知るところでは、こちらの方がドイツ語の中に広まっている－を認めなかったのか、理由が分からない。それゆえ、ここでも、公式に推奨される綴りはそれとして示し、しかし、我々によってベターとみなされた綴りも同等として付け加えている。

これら極めて少数の場合を除けば、外来語においても、一貫してすべて手元にあるプロイセンの規則と用例に基いて決定されている。規則と典型例、もしくはWilmannsの注釈書がそのための拠り所となった限りにおいてである。

8 フランス語におけるアクセント符合とラテン文字

特になお言い添えると、語の中にフランス(ラテン)語の文字もアクセント記号も認めなかった時は、当局の意向に沿って決定されている。„**Barriere**“「柵」、„**Carriere**“「経歴」のように、

„Portiere“「昇降口」、„Lisiere“「(森・畑などの) 端」なども、さらには „Tete“「頭」、„Enquete“「調査」、„Manege“「馬場」、„Barege“「バレージュ織」もアクセント記号無しである。

その代わりに、この書き方やあるいはそもそもフランス語の表現をドイツ文字で書くことが、奇異な印象を与えるような場合は、いつもフランス語の綴りが括弧の中に付け加えられている。例えば „Tete = a = tete“ が気に入らない人は、括弧内の指示に従って „tête-à-tête“ を試してみればいいのである。この書き方に対する不満感が、ちゃんとしたドイツ語の „Zwiesgespräch“「対話」または „Gespräch unter vier Augen“「二人だけの会談」では不十分なのかどうかと、その人に考えるきっかけを与えるなら、なおのこと結構である。

語尾には、もちろん公式の語彙索引の例にならって、アクセント符号の付いた **e** を置かねばならなかった（同所参照。Carré「正方形」、Attaché「大使〔公使〕館員」、Exposé「報告」等）。しかし、少なくともラテン文字は無しで済ませられると思うのである。Wilmannsの注釈書は、é(ド) を書こうが é(ウ) を書こうが、どちらでもよいと明言している。¹²⁾ それゆえ我々は、é(ド) を推奨するが、だからといって é(ウ) をもつ綴りを拒否するわけではない。例: Komité「委員会」。

この際、隠さずに言えば、„Komité“ などのような書き方は、すでに多方面で使用されている „Komitee“ への過渡的なものにすぎない、と我々には思われるのである。丁度、一般に Kaffee「コーヒー／喫茶店」と書かれ、しばしば Defilee「隘路／分列行進」、Resümee「要約」と書かれているようにである。一見フランス語風の défilée と résumée が、フランス語風の café と同様わずかに見受けられはするけれども。

上記の事柄は、規則書の新版が手元に届いた時にはすでに書いてあったが、その規則書の中では „Komitee“ がまず第一に推奨されている。

II 正書法の補足的規則

これから更に幾つかの正書法の規則を続けて述べていくが、一部は、この辞典で採用される書法の根拠付けとなるべき規則であり、また一部は、個々の語の実例では説明できないような規則である。

1 S-音について

他の子音と結びついた S-音に関しては、次のことを記憶に留めておくべきである。

t と **p** の前には通常 **f** が置かれる。即ち faſten「断食する」、Knopf「つぼみ」。外来語も同様で、例えば Diftanz「距離」、Defpot「専制君主」。合成語については、その最初の部分が **s** で終わり、それが独立した構成部分として容易に認識できるような場合だけは、**t** と **p** の前でもこの **s** がそのまま留まる。例: distribuieren「分配する」、disputieren「議論する」。

これに対して abſtrakt「抽象的」、abſtrus「ごたごたした」、Abſtinenz「節制」となる。

tranſpirieren「汗をかく」などの場合は、第一の構成部分の **s** が第二の構成部分の **f** の前で脱落している。

t と **p** 以外の子音の前では、S-音は通常第一の綴りの一部であり、それゆえ **s** で表される。例: Maske「仮面」、Boskett「植込み」、Rekonvaſcent「回復期の患者」、Diskus「円盤」。しかし、語源あるいは音韻法則から、その S-音が第二の綴りの一部であると認識できるならば、ここでもそれは **f** で書かれる。例: profkribieren「追放する」、obfkur「怪しげな」。

2 ラテン文字におけるS-音

ラテン文字においては、**f**と**s**のために区別無く**s**を、**ff**のために**ss**を、そして**fz**のために**fs**を用いる。**fs**の代わりに**f3**も認められている。

3 三つの同じ子音の連続

合成語において三つの同じ子音が連続することに関しては、プロイセンの規則に従っている。これによれば、Dritteil「三分の一」、Mittag「正午」、Brennessel「イラクサ属」、Schiffahrt「航海」と書く。合成によって三つの同じ子音が連続する他のすべての語では、三つすべてがその地位を守る。例：Bettuch「シーツ」、Schwimmmeister「水泳教師」など。

バイエルンの規則書は、合成によって三つの同じ子音が連続するすべての語において、その一つが省略されると定めている。

例：Schalloch「音が出る開口部（鐘楼、楽器などの）」、Bettuch「シーツ」、Kammacher「櫛職人」；しかしRückkehr「帰還」、Schutzzoll「保護関税」。

4 分綴について

分綴についての主要規則は次の通りである。語綴（Sprachsilbe）¹³⁾に従ってではなく音綴（Sprechsilbe）¹⁴⁾に従って、すなわち形態（語構成）¹⁵⁾に従ってではなく発音に従って分ける。だから、例えばlieb-enではなくlie-ben「愛する」、End-ungではなくEn-dung「語尾」となる。

この規則とは異なり、合成語はそれらの構成要素に従って分けられる。たとえこの分割が発音に従っていないとしても。

例：war-um「なぜ」、vor-aus「先に立って」、her-ein「中へ」、be-ob-ach-ten「観察する」、voll-en-den「仕上げる」、Inter-esse「関心」、Atmo-sphäre「大気、雰囲気」、Mikro-skop「顕微鏡」、Di-stinktion「差異」、Dis-put「論争」。

特別の規則として次の二つに注意されたい。

- 1) 二つの母音の間に子音が一つだけある時は、上の例（her-ein, Inter-ess等）のような合成がなければ、子音はいつも次の行に送られる。

例：tre-ten「歩む」、le-sen「読む」、nä-hen「縫う」。

一音を表すに過ぎない子音の結合**ch**, **sch**, **ph**, **th**は分けられない。それ故、同じように次行に送られる。

例：Bräu-che「(< Brauch) 慣習」、lö-schen「消す、消える」、Or-thogra-phie「正書法」。**dt**も、それが一音を成すときは、同じように扱われる。

例：Stä-dte「(< Stadt) 都市」、Verwan-dte「親類」。

- 2) 語中音に数個の子音があるときは、最後尾の子音が次行に送られる。

例：här-ten「硬くする」、Laf-ten (Las-tenとも)「重荷」、Waf-fer (Was-ferとも)「水」、Knof-pe (Knos-peとも)「つぼみ」、hak-ken (**ck**は**kk**と分ける)「叩き切る」、klop-fen「叩く」、krat-zen「引っ掻く」、Ach-fel「肩」、An-ker「錨」、Fin-ger「指」、Hoffnun-gen「希望」。

pfの前に**r**または**m**があれば、**pf**は次行に属する。例：däm-pfen「弱める」、Kar-pfen「鯉」。

5 ハイフンについて（プロイセンの規則書に従って）

- 1) 合成語の一部である語成文が一度だけ置かれるならば、他の箇所にはその代わりにハイフンが入る。

例：Feld- und Gartenfrüchte「農作物と園芸果実」，
Vokallänge und -kürze「長母音と短母音」。

- 2) その他に、ハイフンは次のような場合に現れる。

- a. 固有名詞の合成語と、固有名詞によって作られる形容詞において。

例：Jung-Stilling, Reuß-Greiz, niederschlesisch-märkische Eisenbahn「ニーダーシュレー
ジエン＝マルク・ブランデンブルク鉄道」。

- b. 全体のつながりがはっきりしない合成語において。

例：Oberlandgerichts-Präsident「上級地方裁判所長官」，
Staatsschuldentilgungs-Kommission「国債償還委員会」，
Das Für-sich-selbst-sein「それ自体」。

原注：これ以外にも、時には文字の明瞭さを配慮して、ハイフンの使用が望ましいと思われる場合がある。

例：Schluß-s「語末の s」，Dehnungs-h「長音符号としての h」，
Erdrücken「地表」と区別してErd-Rücken「尾根」等。

6 アポストロフィについて（プロイセンの規則書に従って）

- 1) 通常は表示される音が省かれる時、つづりではその場所をアポストロフィで示す。

例：Ich lieb' ihn.「彼が好きだ」，Das leid' ich nicht.「それは我慢がならない」，
Heil'ge「聖者」。

けれども普通の散文表現では、例えば代名詞 es の場合を除いて、そのような語形の省略は避けられる。例：ist's, geht's。

前置詞が、それに支配される冠詞と融合するときは、アポストロフィを使わない。

例：am, beim, unterm, ans, ins, zum。

- 2) 固有名詞の場合、2 格の **s** をアポストロフィによって切り離す必要はない。

例：Ciceros Briefe「キケロの手紙」，Schillers Gedichte「シラーの詩」，
Homers Jlias「ホメロスのイリアス」。

これに対して、**s** で終わる 2 格を作れない固有名詞の場合、格関係がアポストロフィによって示される。

例：Boß' Luise「ボスのルイーゼ」，Demosthenes' Reden「デモステネスの演説」。

7 分音符について－Ae, Oe, Ue に代わる Ä, Ö, Ü

最後になお述べておきたいが、分音符は、ドイツ文字では使う必要がほとんどなく、誤解が起り得ないところには使わない。従って、**a** と **e**、**o** と **e**、**u** と **e** を分けて読むためには決して用いられない。大文字で書かれる語の先頭においてもまた同じである。というのも、ここではプロイセンとバイエルンの正書法に従って、ウムラウトは **Ae, Oe, Ue** による代わりに **Ä, Ö, Ü** によって表してよいので、**Ae, Oe, Ue** は常に 2 音節であらねばならないからである。そういうわけで、例えば Aeronaut「飛行士」は 4 音節でしか読めないのである。

他に分音符を使っていいのは、書かれたものが誤って発音されるのを防がねばならないと思う時だけである。例えば Ai (Faultier) 「ミツユビナマケモノ」には使うが、しかし Rhomboid 「偏菱形」、Atheist 「無神論者」のような語－さすがに誰かが誤って、つまり 2 音節で発音することはないであろう－には使わないのである。プロイセンの規則書とバイエルンの規則書はどちらも分音符に言及していない。

語の収録とその綴りの決定の際に守った諸原則について読者に知らせるためには、またごく少数の語の場合でも、プロイセン当局の決定を疑わずに済むという確信を読者に与えるためには、以上の事柄で十分であろう。ごく少数の語とは、著者が、自らの見解を表明して、(彼の意見では)あまり好ましくない書き方が通用するのをまだ阻止できると信じたものである。この後は、確かな文法知識が正書法の知識と如何に結びついているかについて、短い解説を加えたい。

Ⅲ 文法に関すること

どの語の場合にも、すべての語形－何らかの難しさがある－の書き方について情報を伝えたいと願った結果、どの範疇の語でも、語形自体を示すことによって、その語に適用された規則がわかるようにした。

1 語幹が S-音または sch に終わる語の省略形

語形を示すことは、まず第一に語幹が S-音または **sch** に終わる語の場合、望ましいと思われた。しかもその訳は、S-音の綴りが、語幹は同じなのに異なった形があつて、それ自体がすでに面倒であるからだけでなく、特にまた「規則書 6 頁 § 6, 4, 注」が、不慣れな人達からは誤解されやすい幾つかの規則を示しているからでもある。

当該規則は次の通りである。

二人称単数の語尾 **st** の前に母音がないときは、先行の S-音あるいは **sch** の後ろに **t** だけを書く。例：du läßt, wächst, ißt, wäscht.

最上級 größte, beste と **isch** に終わる形容詞の最上級は、同様に作られる。

例：der närrische 「(< närrisch) 愚かな」.

これ以外では語幹が S-音または **sch** に終わる形容詞最上級の省略形は避けられる。

例：süßeste 「(< süß) 甘い」, frischeste 「(< frisch) 新鮮な」.

まず最初に、幾度も誤った結論に至るきっかけを与えた第一の文に注目すると、この文の意味として疑いもなく次のことがわかる。すなわち、S-音または **sch** に終わる語幹の場合、二人称の語尾 **est** が **e** を失うならば、残る **st** は先行の S-音または **sch** に接続して **t** に変えられる。だから、du läßt, wächst, ißt, wäscht ではなく läßt, wächst, ißt, wäscht と書く。これでもって、二人称単数の **e** が脱落しなければならないとは、決して言われていない (Wilmanns の注釈書を参照)。**e** の脱落が起こっていいのか、いつ起こればいいのかについての教えを、教科書の著者－単に正書法の手引きを与えることを意図した－は、教師の文法の授業に委ねたのである。

しかし、我々の正書法辞典－教師を不要とすることになる－のためには、この文法の教えを

付け加えねばならなかった。この本全体が、当該の語をただ開いて見れば、すぐに正しい答えを見つけだせることを目指しているのも、関連する凡例で対応する規則を示すだけでは不十分であった。筆者はむしろこれに属するどの動詞にも、安心して使用できる省略形を示した。

それゆえ、例えば „essen“ 「食べる」 の項目に、du issest und ißt, er ißt; du aßestと書いてあれば、それは二人称現在に、三人称と全く同音の省略形をためらわずに用いてよい、という意味である。

これに反して、二人称過去の省略形 du aßt (du aßestの代わりの) ー上の規則の文言に従えば、これもまた許されるーは、語尾の **e** が脱落するなら避けねばならない。なぜなら、過去における語尾 **e** こそは、意図的に下層の民衆語の調子をー例えば茶番劇あるいは下級ジャンルの滑稽詩においてー再現するつもりでなければ、通常脱落しないからである。ここでさらに補足すると、現在形でも、省略形が省略のない形より決して優先されるわけではない。省略のない形は、むしろ比較的高尚な言葉においては断然優勢である。

規則の第二の文は、仮言的とはとらえられず、有無を言わさぬ規則を含んでいる。というのも、これは次のように言っているからである。「同様に」ーすなわち、**e** の脱落后に残る語尾 **st** を、単なる **t** に変えることによってー「**isch** で終わる形容詞の最高級が作られる」と。厳密に取ると、正書法の教師は、ここで彼の権限を踏み越えたのである。**isch** に終わる形容詞の最高級において、語尾 **est** から **e** を脱落させるように求めることによってである。「作られる」ではなく、「扱われる」と言ったほうが良かったのか、疑問の残るところである。そうすれば、省略なしの形(例:närrischeste)ーこれが許されないとは決して思わないーを作る余地があったであろう。

しかし規則が一度出来てしまうと、その規則がどこにおいても **ischte** という形を求めるのであり、実際にもこれが圧倒的に多く用いられている。従って **isch** に終わるどの形容詞の場合も、そもそも比較変化形をもっているならば、**ischte** に終わる最高級を示した。

最後の文によれば、**sch** に終わる語幹を持つ他の形容詞(例: frisch, rasch 「迅速な」)の場合、語幹がS-音で終わる形容詞と同じく、省略形(**est**ではなく**t**)は「避けよ」ということになる。「避ける」 („man meidet“) という慎重な表現は、省略なしの形を明らかに通用している形としているが、それでも省略形を無条件に誤りと言っている訳ではない。省略形の使用が許容されることに関しては、二人称過去の短縮形が許容されるのと似たような事情にある。それ故、いま後者について言われたことが前者にも当てはまる。例えば „am heißten“ではなく „am heißen“のような形は、下層の民衆語を再現するときのみ許されている。だから我々は、ここに属するすべての形容詞の場合には、短縮されない形だけを示した。引用した語形が公式の語彙索引の中にはあるとしても。なお、Wilmannsの注釈書を参照のこと。

2 強変化・不規則動詞の変化

次に、動詞の形態に関する文法的な指示について述べる。筆者は長年の教職経験から、強変化・不規則変化動詞のすべてに、現在、過去、過去分詞と命令形を、さらにはウムラウトかアブラウトが生ずる場合には接続法過去も示すのが有益と考えた。

例: sterben 「死ぬ」; du stirbst; du starbst, *conj.* stürbest; gestorben; stirb!
wenden 「裏返す、向ける」; du wandtest u. wendetest, *conj.* wendetest;
gawandt u. gewendet.

規則的な弱変化が行われる動詞のところには、何も書かれていない。ただし、前置詞と結合された動詞¹⁶⁾の場合には過去分詞が示されている。

3 名詞の変化－女性名詞と指小形の作り方

名詞の場合、原則として、性と2格と複数形が、また、有益と思われたときは女性形が示されている。例：Zauberer, Zauberin「魔法使い」。

女性名詞の複数では、語尾 **-in** が規則的に **-innen** に変わることをここで付け加えておこう。

指小形は、通常、その作り方に何らかの注意すべき点がある場合に、名詞に付け加えられている。例えば、語幹と語尾の間に派生接辞 **el** が挿入されている (Ding「物」, Dingelchen)、ウムラウトが現れる (例：Ast「枝」, Ästchen)、あるいは規則に反してウムラウトが起こらない (例：Frau「婦人」, Frauchen) ような場合である。

4 固有名詞の変化

スペース節約のために、限られた数の固有名詞しか収録できなかったのも、固有名詞の変化について最も重要な諸規則をここで簡単に並べて置くのが適切であろう。

1) 2 格

冠詞なしの固有名詞は、人名であれ地名であれ、**s** を付けて2格を作る。

例：Hermanns, Berthas, Hessens, Kölns.

s-音 (**s**, **ß**, **x**, **z**) または **fch** で終わる人名には、**s** の代わりにアポストロフィを付ける。

例：Boß' (Werke)「ボスの作品」, Sokrates' (Tod)「ソクラテスの死」。

あるいは語尾が **ens** となる。例：Fritzens, Maxens, Franzens.

けれどもこの2格語尾 **ens** は、名の場合にのみ行われている。一方、姓の場合は、外来の固有名詞と同様に単にアポストロフィによって2格を表示することが好まれる。特にこの2格の形は、**s** または **ß** で終わるような姓と異国の名前の場合には避けるべきである。これらの文字は **ens** の前では変えられねばならないからであり、それによってその名前は風変わりな感じを持つようになるであろう。それ故、Boßfens, Claudiuffens, Demoftheneffens Werkeではなく Boß', Claudius', Demosthenes' と書くのである。これに反して、Horazens は許容される。

アクセントのない **e** で終わる人名は、**ns** を付けて2格を作ることができる。

例：Amaliens, Goethens.

同様に正しくて、姓の場合に現在もっと普通に行われているのは、単に **s** を持った形である。すなわち、Amalies, Goethes.

ens で終わる2格が普通名詞概念では認められないというのは、上の規則が固有名詞に限定されることから自ずと明らかである。しかしこのことは、ドイツの幾多の地方で Arz tens- Witwe「医者未亡人」、Profoffens-Ehefrau「法務官の夫人」等のような誤った形が現れるのがまれではないが故に、特に強調するのがよからう。

歯擦音に終わる地名は、普通、変化語尾を採らない。この場合は、普通名詞を付加することによって2格を示す。

例：der Stadt Graudenz「都市グラウデントツの」、
der Landschaft Argolis「アルゴリス地方の」。

あるいは前置詞 von によって。

例：die Umgegend von Graudenz 「グラウデンツの周辺地域」,
die Bewohner von Argolis 「アルゴリスの住民」.

人名が冠詞とともにある場合、人名は無変化である。

例：des Karl, des Fritz, der Julie, des Cäsar, des Antonius, eines Cicero, eines Sokrates.
さらに付加語があるときも同様である。

例：des großen Karl, des Kaisers Karl, der Kaiserin Augusta.

2) 3格と4格

かつては **en** と **n** が、固有名詞の3格と4格の語尾とみなされていた。

例：gieb Wilhelm das Buch 「ヴィルヘルムにその本をあげなさい」,
ich habe Friederiken gesehen 「私はフリーデリーケを見た」.

今ではこの語尾はすたれていて、3格と4格は変化語尾を取らない。

3) 複 数

固有名詞の複数は減多に使われないので、用例から一般に通用する規則を定めるのは難しい。しかし、以下のことに注意されたい。

子音に終わる男性人名は、普通、**e** を持つ。

例：zwei Wilhelme, Friedriche, Konrade, Felixe.

時に **s** を持つ。例：zwei Karls.

時には変化しないままである。例：zwei Alexander.

アクセントのない **e** で終わる女性人名は、常に **n** を取る。

例：zwei Marien, Brunhilden, Julien.

完全母音 (ein voller Vokal) ¹⁷⁾ に終わる名前は、ほぼいつも **s** を取る。

例：zwei Emmas, die Tassos.

しかし、**o** に終わる名前の幾つかは、ラテン語に倣って **nen** を取る。

例：die Scipionen, die Ottonen.

特に注意が必要なのはイエス・キリストの名前で、この場合は大抵ラテン語の語形変化が保持される。1格 Jesus Christus, 2格 Jesu Christi, 3格 Jesu Christo, 4格 Jesum Christum.

5 外来語の2格と複数

外来語は多数収録されているが、その都度2格と複数が示されている。外来語の語形変化がドイツ語の中で全くといえるほど整理されていないだけに、なおさらこれは必要と思われた。しばしば、確固たる用法の裏付けがなかったので、2つどころか3つの形を示して選択に委ねざるをえなかった。

6 名詞的に用いられた形容詞と過去分詞の語形変化

形容詞から名詞へ移行¹⁸⁾ した一群の語があり、このグループの語はなるほど名詞的に用いられるが、しかしその語形変化においては形容詞あるいは過去分詞の素性を表し、形容詞のように語形変化する。

例：der Einjährige, die Einjährigen; ein Einjähriger, (mehrere) Einjährige 「1年志願兵」.
Beamte 「官公吏」という語－Beamteteから短縮された－もまたこのグループに属し、それ

ゆえ同じように扱われる。この辞典には、このグループの語のうち頻繁に使われるものが収録されている。

7 形容詞の比較変化形

形容詞に関してはただ次のことを言い添えれば十分である。この辞典は、比較変化に何らかの難しさがある場合に、特に語幹のつづりがウムラウトを許す母音を含んでいる場合にも、その比較変化形を挙げていると。

8 名詞の小文字書き

単独であれ、また他の語と結びついてであれ、他の品詞に移行することにより – Trotz, Kraft, Willen, Anfang, Abend, Morgen のように¹⁹⁾ – あるいは他の語と共に一概念を成すことにより – haushalten 「家事をきりもりする」の中の Haus 「家」のように – その名詞的機能を完全にまたは部分的に失った名詞については、それらを大文字で書くべきか小文字で書くべきか、また、他の語と一緒に書いてよいか、が示されている。けれども、上ですでに述べたように、ここに示した書き方は、公式の規則書に基づいていて、安心して用いてよいものだが、これが唯一妥当であると主張するものではない。

9 接尾辞における e の脱落

最後になお以下のことに言及しておこう。

語幹の後に二つの接尾辞を持ち、その第一の方が母音 **e** を呈するような語の場合、この **e** は脱落してよいのである。例：Abwechselung と Abwechslung 「交替」。

ここでは補足として、接尾辞 **el, en, er** は、第二の接尾辞の前では多くの語においていつもその **e** を失い、またそれ以外でもそれを失うことがある、という一般的規則を挙げておこう。二番目の接尾辞もまた **el, en, er** であるならば、これらもまた **e** を失うことがあるが、その一方で、第一の接尾辞はそのとき **e** を保持する。そこで、相当数の語には 3 つの形があり得る。

例：anderen, andren と andern 「ほかの」；edelen, edlen と edeln 「高貴な」；

unseren, unsren と unsern 「われわれの」。

しかし最後に挙げた形 andern, edeln, unsern が優先される。

IV この辞典の使用心得

同じ文字の所に並んでいる 2 つ以上の異なる書き方は、皆同等である。

例：Façade, Fassade 「建物の正面」。

単純な参照指示 (s.) は、一番目の書き方は認められているだけで、二番目の書き方がよりよい、という意味である。

例：Axe s. Achse 「軸」、すなわち ‚Achse‘ の方が優先される。

参照指示のある一番目の語の前に片カッコ ([) があれば、この書き方は好ましくない。

例：[ächt s. echt 「本物の」、すなわち ‚ächt‘ ではなく ‚echt‘ と書けということである。

別の語においてさらなる情報 – 見出し語にも適用される – が求められるべきときは、vgl. と書かれている。

例：knitschen；vgl. kni[e]tschen、これは、該当する変化形が,kni[e]tschen‘のところに書いてある、という意味である。siebentel「7分の1」；vgl. fünftel「5分の1」ならば、,fünftel‘のところに、幾つかの用例が大文字・小文字書きにも配慮して挙げてある、ということである。

カッコ（[]）に入れられているものは、書いても書かなくても任意である。

例：Kem[e]nate「婦人部屋」、すなわち、KemnateまたはKemenateが同じようによく使われる、ということである。

横線は、見出し語を文字どおりに代理している。

例：Kehle, die; -, -n「喉」、即ち2格der Kehle, 複数die Kehlen.

見出し語が、語形変化で変わるときは、それが丸ごと（該当する変更を伴って）再現されるか、あるいは、その語の変化した語尾部分が、不変の部分を示す先行の二つの点と共に示される。

例：Gesang, der; -[e]s, -sänge「歌唱」、即ち2格des Gesang[e]s, 複数die Gesänge.

略語表

acc.	Accusativ	4 格	s. d.	siehe dies	これを見よ
Anm.	Anmerkung	注	u.	und	…と…、並びに
conj.	Konjunktiv	接続法	etc.	und so weiter, auch, und ähnliches	
dat.	Dativ	3 格		など、等々	
d. h.	das heißt	すなわち	vgl.	vergleiche	参照せよ
gen.	Genitiv	2 格	vgl. d.	vergleiche dies	これを参照せよ
m. P.	männlicher Personennamen	男性名	w. P.	weiblicher Personennamen	女性名
pl.	Plural	複数	z. B.	zum Beispiel	例えば
S.	Seite	ページ	Zuss.	Zusammensetzungen	合成語
s.	siehe	見よ			

そのほかの略語は自ずと明らかである。

訳 注

- 1) テキストには「目次」はないが、敢えて訳者が補った。「凡例」の中の大見出しには、便宜上ローマ数字を付した。ただし、「I 編集方針」だけは、内容から判断して訳者が補ったものである。また、「1 ドイツ語の収録」等の小見出しは、テキストでは下線付きの太字が用いられているが、これらには算用数字を付けた。
- 2) 原文は2格の形で、des königl. preußische Ministeriums der geistlichen, Unterrichts=und Medizinal=Angelegenheitenである。訳語は、梅根悟『近代国家と民衆教育－プロイセン民衆教育政策史－』の中に「宗務、公教育、医務大臣」とあるのに倣った。
 なお、この省 „Ministerium der geistlichen, Unterrichts=und Medizinal=Angelegenheiten“ は、内務省に所属して1808年12月から1817年11月まで存在した「文化事業と公教育のため」の部局－内務省に所属して1808年12月から1817年11月まで存在した－から生まれたとのことである。
[\[https://de.wikipedia.org/wiki/Preu%C3%9Fisches_Ministerium_der_geistlichen_Unterrichts-_und_Medizinalangelegenheiten\]](https://de.wikipedia.org/wiki/Preu%C3%9Fisches_Ministerium_der_geistlichen_Unterrichts-_und_Medizinalangelegenheiten) (2018/03/15参照)
- 3) 凡例の「I 編集方針」冒頭にもこの書名が現れるが、そこでは「プロイセンの学校で使用するための」 „zum Gebrauch in den preußischen Schulen“ という語句が後ろに付いている。この本の出版は1880年ベルリンで、出版元はWeidmannsche Buchhandlungである。もう一方の「バイエルンの学校で使用するための」 „zum Gebrauch in den bayerischen Schulen“ ものは1879年にミュンヘンで出版され、出版元はVerlag von R. Oldenbourg である。
 これら官による公式の規則書の他に半官（半公式）の規則書もあり、Wikipediaによると、語彙索引を備えたドイツ語正書法についての規則書がドイツ語圏で現れたのは1855年以降とのことである。
[\[http://de.wikipedia.org/wiki/Regeln_f%C3%BCr_die_deutsche_Rechtschreibung_\(amtliche_Werke\)\]](http://de.wikipedia.org/wiki/Regeln_f%C3%BCr_die_deutsche_Rechtschreibung_(amtliche_Werke)) (2018/03/15参照)
- 4) Wilhelm Willmanns (1842－1911) は、Rudolf von Raumer, Daniel Sanders, Wilhelm Scherer, Konrad Duden などと共に1876年の第1回正書法会議のメンバーであり、第2回正書法会議（1901年、ベルリン）にもDudenと共に参加している。
 彼の「注釈書」とは „Kommentar zur preussischen Schulorthographie Berlin, Weidmannsche Buchhandlung, 1880.“ である。同書はその後1887年に „Die Orthographie in den Schulen Deutschlands“ のタイトルで装い新たに出版された。
[\[https://de.wikipedia.org/wiki/Wilhelm_Willmanns\]](https://de.wikipedia.org/wiki/Wilhelm_Willmanns) (2018/3/15参照)
- 5) Rudolf von Raumer (1815－1876)。『ドイツ言語学辞典』によれば、1876年1月にベルリンで開かれた第1回正書法会議では、「ラウマー（R. von Raumer）の『従来認められたもののうち最良のものを尊重する』という原則が主導的な役割を演じた」とのことである。
- 6) Johann von Lutz (1826－1890) はバイエルンの政治家。1867年法務大臣、1869年文部大臣、1880年には前任者の辞職後に閣議議長の地位を受け継ぎ、終生その地位を保った。
 余談になるが、Lutzは、バイエルン王ルートヴィヒ2世（Ludwig II.）の廃位に関与して重要な役割をしている。1886年3月にLutzは、主任医学参事官Bernhard von Gudden（精神科医）に、ルートヴィヒの精神状態について鑑定書の作成を依頼したのである。Guddenは、単に診療記録を利用するだけで－医師による患者本人の鑑定は行われなかった－鑑定書を作成し、その鑑定書が王に禁治産宣告を下す公式の根拠となった。
 Ludwigは退位の数日後にGuddenと共にシュタルンベルク湖で溺死したが、その詳しい状況については今日までいろいろ論議されている。
[\[https://de.wikipedia.org/wiki/Johann_von_Lutz\]](https://de.wikipedia.org/wiki/Johann_von_Lutz) (2018/3/14参照)
[\[https://de.wikipedia.org/wiki/Bernhard_von_Gudden\]](https://de.wikipedia.org/wiki/Bernhard_von_Gudden) (2018/3/23参照)
- 7) Robert Viktor von Puttkamer (1828－1900) はプロイセンの政治家で「典型的なユンカー出身プロイセン官僚」（梅根381頁）。プロイセンの文部大臣（1879－1880）として文化闘争の終結、正書法の改革に関わった。一方、内務大臣（1881－1888）として社会主義運動に対する弾圧を強行した。『事典 現代のドイツ』のドイツ史年表には、「1881プロイセン内相にプツカマー就任〔自由主義分子粛清〕」と書かれている。
[\[https://de.wikipedia.org/wiki/Robert_Viktor_von_Puttkamer\]](https://de.wikipedia.org/wiki/Robert_Viktor_von_Puttkamer) (2018/3/15参照)
- 8) Börsenblatt für den deutschen Buchhandelは1834年の創刊（第1号は1月3日）で、2002年までこの名であった。それ以降の名はBörsenblatt – Wochenmagazin für den deutschen Buchhandelである。
[\[https://de.wikipedia.org/wiki/B%C3%B6rsenblatt\]](https://de.wikipedia.org/wiki/B%C3%B6rsenblatt) (2018/3/15参照)
- 9) 「公式の語彙索引に従って」から始まり、次の「それゆえ筆者は」に続くこの箇所はテキストではXII～XIII

ページにあたる部分である。以下に引用するが、下線は訳者による。

Wer nach dem amtlichen Wörterverzeichnis Kontrolle und kontrollieren als einzig richtige Schreibung gelernt hat, der wird sich in seinem vollen Rechte glauben, wenn er auch den Kontrolleur mit K und ll ausstattet, und zwar um so mehr, als das Wörterverzeichnis das Wort gar nicht —weder Kontrolleur, noch Controleur— enthält Verfasser hat daher geglaubt, aus jenen Regeln derartige Folgerungen, welche zur Auseinander= reißung von Wörtern gleiches Stammes führen müßten, nicht ziehen zu sollen, und z. B. die Schreibung Komandeur, Kontrolleur, Redakteur als zu= lässig bezeichnet.

下線を付した箇所はテキスト XII ページの最終行に現れるのだが、そこでは „enthält“ と „Verfasser“ の間に通常より広めのスペースがあるだけである。しかし、文脈からして、ここは „enthält“ で一文が終止し、 „Verfasser“ から別の文が始まるものと思われる。訳出に際しては、enthält() (Der) Verfasser のように両者の間に () と (Der) を補っている。

- 10) ドイツ文字では、長い f (langes s) は頭音と中音に、s は尾音 (Schluß-s) に用いられる。しかし、ラテン文字でこの区別をするのは煩瑣なだけなので、論述内容からして区別が不可欠な場合にだけ f を用いることにする。当所の他、これに該当するのは、「Ⅱ 正書法の補足的規則」では「1 S-音について」「2 ラテン文字における S-音」「4 分綴について」、「Ⅲ 文法に関すること」では「4 固有名詞の変化」の「1) 2 格」である。
- 11) 語彙索引の168頁、Unbedeutendheit の注には次のように記されている。
「公式の語彙集は „Unbedeutendheit“ だけを載せている。しかしながら、この書き方は類推に反しているし (Unwissenheit と unwissend を参照)、斯界の最高権威たちによって受け入れられないので、我々がより良いとみなした書き方 „Unbedeutenheit“ を同様に正しいものとして示した」
因みに、手元にある『正書法辞典』の第18版 (1980) と第25版 (2009) を見ると、unbedeutend: Unbedeutendheit が並んでいるが、 „Unbedeutenheit“ は記載が無い。
- 12) 便宜上、ドイツ文字の é を é (ド)、ラテン文字の é を é (ウ) と表すことにする。
- 13) 独和辞典には、Sprachsilbe の訳語として「語綴」と「語構成音節」が出ている (『相良・大独和辞典』には前者のみ、『小学館独和大辞典』には両者とも)。
『ドイツ言語学辞典』は、Sprachsilbe に「形態音節」の訳語を与えて次のように記している。
「Sprachsilbe 《形態音節》
もっぱら音韻的・音声的に規定される音節 (Silbe) とは異なり、語の形態素分析によって得られる単位のうち音節に似た構造をもつものをこのように呼ぶ。例えば geben (与える) は geb-en, Fahrer (ドライバー) は Fahr-er と分析され、音韻的・音声的な音節の ge-ben, Fah-rer とは異なる。ただこれは二つの異なる視点に基づく概念であり、その理論的地位と分析上の有用性には疑問がある。」
- 14) Sprechsilbe について『ドイツ文法用語独和小辞典』は次のように記している。
「Sprechsilbe ㊦ 音綴: (対義語: Sprachsilbe) 語をゆっくり発音する際に自然に生ずる切れ目にしたがって分けた部分: Leh-rer ⇨ Silbe」
また、『ドイツ語「新正書法」ガイドブック』では「話音節 (Sprechsilbe: 発音上自然に区切れる音節)」(29 頁) の訳語が使われている。
- 15) 原文は „nach der Ableitung“ である。Ableitung は「(語構成上の) 派生」の意と考えられるが、 „nach den Sprachsilben“ (上の注13を参照) の言い換えに過ぎないので、敢えて「形態」と訳した。
- 16) 原文は „die mit Präpositionen zusammengesetzten Zeitwörter“ で、「分離動詞」(の一部) を指すことになろう。
- 17) 「半母音」([j] [w] [ɥ]) に対しての「完全母音」と理解した。
- 18) 原文は „Den Übergang von den Substantiven zu den Adjektiven“ で「名詞から形容詞へ移行」となるが、これだと小見出しにある「名詞的に用いられた形容詞」substantivierter Adjektive と矛盾する。テキストでは「名詞」(Substantiven) と「形容詞」(Adjektiven) の位置が入れ替わっていると理解した。
- 19) 名詞「反抗」「力」「意志」「はじめ」「晩」「朝」は、前置詞あるいは副詞としては次のような意味となる:
trotz 「…にもかかわらず」、kraft 「…の力で」、
willen 「(um+ 2 格+willen の形で) …のために」、
anfangs 「…のはじめに/はじめは」、abend 「(…の日の) 晩に」、
morgen 「(…の日の) 朝に/明日」

参考文献

- 阿部謹也『物語 ドイツの歴史』中公新書, 1998年.
- 阿部良男『ヒトラー全記録 20645日の軌跡』柏書房, 2001年.
- 石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』講談社現代新書, 2015年.
- 梅根悟『近代国家と民衆教育－プロイセン民衆教育政策史』誠文堂新光社, 昭和42 (1967) 年.
- 荻野蔵平, 齋藤治之『歴史言語学とドイツ語史』同学社, 2015年.
- 荻野蔵平, 齋藤治之『ドイツ語史小辞典』同学社, 2005年.
- 加藤宏 (監修)『ドイツ語新正書法ルールブック』郁文堂, 1999年.
- 加藤雅彦他『事典 現代のドイツ』大修館書店, 1998年.
- 亀井孝, 河野六郎, 千野栄一編著『言語学大辞典』第6巻術語編, 三省堂, 1996年.
- 川島淳夫 (編集主幹)『ドイツ言語学辞典』紀伊國屋書店, 1994年.
- 川口洋 (編著)『ドイツ文法用語独和小辞典』, 同学社, 2006年.
- 在間進 (編)『ドイツ語「新正書法」ガイドブック』三修社, 1997年.
- 下宮忠夫他『言語学小辞典』同学社, 1994年.
- 須澤通, 井出万秀『ドイツ語史－社会・文化・メディアを背景として』郁文堂, 2009年.
- 田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史』風間書房, 昭和44 (1969) 年.
- 根本道也『ドイツの標準語－その生い立ちと辞典の個性－』同学社, 2008年.
- 濱川祥枝「正書法と今回の改訂について」(付録冊子)『クラウン独和辞典 (第2版)』三省堂, 1997年.
- 栢田義一『発音・綴字』(<ドイツ語文法シリーズ>8), 大学書林, 2006年.
- Gudrun GRAEWE「『玉ねぎ魚』現象とドイツ語の新正書法について」『立命館言語文化研究』第18巻1号, 2006年 (145-155頁).
- オトー・ベハーゲル (桜井和市他訳)『ドイツ語学概論』白水社, 1972年.
- ジャン・デ・カール (三保元訳)『狂王ルートヴィヒ 夢の王国の黄昏』中央公論社, 1983年.
- セバスチャン・ハフナー (魚住昌良監訳, 川口由紀子訳)『図説プロイセンの歴史』東洋書林, 2017年第7刷 (2000年第1刷).
- ペーター・フォン・ポーレンツ (岩崎英二郎他訳)『ドイツ語史』白水社, 1974年.
- ヨアヒム・シルト (橘好碩訳)『[図説] ドイツ語の歴史』大修館書店, 1999年.
- Bertelsmann Handlexikon. Gütersloh, Berlin, München, Wien 1975.
- Erich Bayer/Frank Wende: Wörterbuch zur Geschichte. Begriffe und Fachausdrücke. 5., neugestaltete und erweiterte Auflage. Stuttgart 1995.
- Duden. Rechtschreibung der deutschen Sprache und der Fremdwörter. 18., neu bearbeitete und erweiterte Auflage. Mannheim, Wien, Zürich 1980.
- Duden. Rechtschreibung der deutschen Sprache und der Fremdwörter. 19., neu bearbeitete und erweiterte Auflage. Mannheim, Wien, Zürich 1986.
- Duden. Die deutsche Rechtschreibung. 25., völlig neu bearbeitete und erweiterte Auflage. Mannheim, Wien, Zürich 2009.

訳者あとがき

ここに訳出したのは Vollständiges Orthographisches Wörterbuch der deutschen Sprache von Dr. Konrad Duden, Direktor des Königl. Gymnasiums zu Hersfeld. Nach den neuen preußischen und bayerischen Regeln. Leipzig. Verlag des Bibliographischen Instituts. 1880の序文と凡例である。

翻訳のテキストには、1980年の復刻本（[Faksimile der Originalausgabe von 1880] Mannheim, Bibliographisches Institut 1980）と Web 上に公開されている写真版を使用した。訳出したのは、テキストの V～XX 頁で、語彙索引の前までの部分である。なおテキストにはドイツ文字 (Fraktur) が使われている。

ところでドイツ語の「新正書法」が施行（1998年8月1日）されてから早くも20年経ったことになる。この新正書法には作家や出版社・新聞社など多方面から様々な批判がなされ、それらの批判を受けて再検討を経た「改定新正書法」が施行（2006年8月）されてからでも既に12年である。

『ドイツ語「新正書法」ガイドブック』（1997）によれば、「従来の正書法は、その後も誤りとはみなされないが、2005年までの移行期間を経た後、廃止されることになっている」とのことであるから、すでに廃止されて久しい。

とはいえ、「従来の正書法」（以下では「旧正書法」と呼ぶ）は、1901年以来100年以上に渡って通用してきたものである。そして「現代標準ドイツ語の重要課題である正書法を確立するのに大きく貢献した」（『ドイツの標準語－その生い立ちと辞典の個性－』183頁）のが、コンラート・ドゥーデン Konrad Duden (1829–1911) によるこの「ドイツ語の完全な正書法辞典」である。これは、ドゥーデン『正書法辞典』の初版とされ、DUDEN のホームページでは Urduden（原ドゥーデン）とも呼ばれている。これが「初版」でもあり、復刻本の背表紙には単に „Orthographisches Wörterbuch“ と記されていることから、この翻訳では書名を「『正書法辞典』 初版、1880年」とした。

この翻訳は、旧正書法のいわば原点に立ち帰って、『正書法辞典』 初版においてドゥーデンが何をどのように考えていたかを眺めてみようとする試みである。

またこれには個人的な事情もある。先年、Hänschen klein と唱歌「蝶々」の関係について調べていた。Hänschen klein の原作は Franz Wiedemann によるもので、その3節からなる歌詞を彼の著書 Samenkörner für Kinderherzen の第8版と第13版で見ることができた。

原作の題名は、Hänschen klein ではなく Hänschen und seine Mutter であった。また第8版と第13版のテキストを比べてみると、コンマの削除、綴りの変更、アポストロフィの挿入、セミコロンのコンマへの変更、大文字の小文字への変更またその逆の変更、引用符の挿入などの異同がある。これらの異同がどの版を境にして現れたのか確認はできないが、第8版は1873年、第13版は1903年の出版である。ドゥーデンの『正書法辞典』の刊行は1880年であるから、Wiedemann の著書の第13版もこの正書法の影響下にあった筈である。その折にはドゥーデンの正書法との関連にまで立ち入る余裕はなかったが、今回、1880年のこの初版によってその関連を確かめようとした次第である。

序文によれば、この辞典は「筆記、校正あるいは植字の仕事の最中に－一般的な規則を個々の場合に適用するという時間の掛かる面倒な道を歩むことなく－その綴りに目下自信がない語につ

いて、素早く確実に情報を得たい人たち」のために、一目瞭然の見やすい語彙索引を提供しようとするものである。

というのも、プロイセンの学校に採用された小冊子『ドイツ語正書法のための規則と語彙索引』は、教師の存在を前提とした児童生徒のための本であり、収録された語彙も学校という範囲で使用されるようなものに限られているからである。この小冊子から、それ以外の語の正しい綴りを学ぼうとすれば、該当する規則を探し、自ら類推しなければならず、その上、規則が決して分かり易くはないというのである。

前述の目的に沿って、収録された語彙は、およそ27,000語で、この中には上記「小冊子」の約3,300語がそのままの形で含まれている。ある語の綴りを知りたい人なら、その語の意味を知っているという前提なので、各語の意味説明は基本的に無く、説明があるとすれば、同音あるいは類似音の語の区別が必要なときか誤解を避けるためである。

テキストの中で注意を引かれたことが二つある。

一つは、外来語、主にフランス語に対する決して好意的とはいえぬ呼称である。「よそ者」(Fremdlinge)と「侵入者」(Eindringlinge)がそれぞれ一度出てくるが、後者に至っては「ドイツ語の外観を損なう」(die unsere Sprache verunstalten)という形容まで付されている。

二つ目は、ドゥーデン自身の書法に関してである。テキストにはgiebt, ergiebtやthatsächlich, die Thore, thunの綴りが見られるが、これらは現在はgibt, ergibt; tatsächlich, die Tore, tunと書かれる。

『歴史言語学とドイツ語史』(390頁)によれば、「th→t (Thier→Tier), -niß→-nis (bekenntniß→Bekenntnis), -iren→-ieren (poliren→polieren), -ey→-ei (seyn→sein), c→k (Cultur→Kultur), c→z (Medicin→Medizin) などの変更」が決議されたのは、1901年の「第二回正書法会議」においてである。

「th→t」の変更に関しては、DUDEN ホームページの社史 (Verlagsgeschichte) の中に、次のようなエピソードが記されている。

「皇帝ヴィルヘルム二世は、Noth (困窮) や Thor (門) のような語から h の文字が削除されたときでも、Thron (帝位) だけは侵害されずに残った、と言って譲らなかった。そして、それが -1996年の正書法改革にも拘わらず- 周知のように今日まで通用している」

Duden と言えば、『正書法辞典』の代名詞であるが、この書名についても触れておきたい。DUDEN ホームページの Auflagen des Dudens (1880-2017) によると、『正書法辞典』が „Orthographisches Wörterbuch der deutschen Sprache“ の名を冠していたのは第8版 (1905) までで、第9版 (1915) から第19版 (1986) までは „Duden-Rechtschreibung der deutschen Sprache und der Fremdwörter“ - ただし第10版 (1929) と第11版 (1934) では „Duden-“ の前に „Der große“ が付く - であり、第20版 (1991) からは „Die deutsche Rechtschreibung“ である。

第12版 (1941) については、「ナチズムと戦争の影響がドゥーデンの中にも表れている。1947年の第13版がそれを取り除いているが、均制化 (Gleichschaltung) の汚名は残る」と記されている。この文中の Gleichschaltung という呼称は、1933年3月31日の „Gesetz zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich“ 「州と国の均制化のための暫定法」(石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』) に由来する。この Gleichschaltung について『郁文堂独和辞典』(1987) は簡潔に「均制化、等制 (1933年に施行された国家社会主義に合った新体制への切り替え)」と説明している。

第14版は東ドイツ版が1951年に、西ドイツ版が1954年に刊行された。これ以後ほぼ40年間、

ドゥーデン『正書法辞典』の二つの版が並行して存在することになったが、東西間の境界越しに編集上の調整を行わずとも、統一書法を追求するという原則は守られているとのことである。

東独版の第15版（1957）、第16版（1967）、第17版（1976）、第18版（1985）は „Der große Duden-Wörterbuch und Leitfaden der deutschen Rechtschreibung“ 「ドゥーデン大辞典、ドイツ語正書法の手引き付き」のタイトルである。

東西のドゥーデンが一つのドゥーデンに合流するのは第20版（1991）からで、書名も „Die deutsche Rechtschreibung“ 「ドイツ語正書法」に変わっている。この第20版は、マンハイムのドゥーデン編集局（Dudenredaktion）とライプツィヒのドイツ語編集部（Lektorat Deutsch）の共同で作られ、ドイツ語編集部は後にドゥーデン編集局に吸収されている。

現在、『正書法辞典』の最も新しいものは第27版（2017）である。